

憲法改悪を許さず、改憲手続法案に断固反対する決議

- 1 2006年9月26日、首相に就任した安倍晋三氏は、新憲法を制定するためのリーダーシップを発揮して、5年以内に改憲を実現すると公言し、開会中の臨時国会で改憲のための手続法案を成立させようとしている。同時に、テロ特措法の期限延長、防衛庁の「省」昇格、自衛隊の海外派兵本務化の各法案を今国会で成立させ、集団的自衛権の行使についても検討を進めようとしている。安倍政権のもとで、北朝鮮の核実験をも口実にしながら、改憲にますます拍車がかけられている。
- 2 05年11月の自民党大会で決定された同党新憲法草案が示すように、その改憲は、現行の9条2項を削除し、自衛隊を文字どおり「軍隊」とし、日本をアメリカと一緒に海外で戦争する国にしようとするものであり、憲法がかかげる非軍事、平和主義を根本から否定するものにほかならない。それは、日本国憲法のもとで平和、民主主義、人権を守る不断の努力を積み重ね、これらを根づかせてきた国民に対する重大な挑戦であると同時に、アジア諸国との間に緊張をもたらし、アジア諸国民ひいては世界の人々の信頼を決定的に失わせるものである。
- 3 このような改憲を実現するための手続を定める改憲手続法案が06年通常国会に提出され継続審議となっており、今国会での成立が狙われている。

改憲手続法案には、憲法審査会を設置する国会法「改正」が含まれており、これによって改憲勢力は、国会で早期に改憲原案作成の審議に入ることを目指している。

国民投票に関しては、国民から実質的に憲法改正権限を奪う危険なカラクリが盛り込まれている。そもそも憲法96条が憲法改正を国民投票に委ねているのは、国民主権の原理にもとづき、憲法改正に国民1人1人の意思を十分かつ正確に反映させようとするところにその趣旨がある。しかしながら、法案は、これとかけ離れた内容となっている。

まず、法案は、憲法改正案広報協議会の委員の構成比や国費によるテレビ・ラジオ・新聞の無料宣伝スペースを国会議員の議席比で配分するなど、マスコミ利用を含む広報を改憲派の宣伝の場とするとともに、マスコミによる有料広告をまったく野放しにしている。他方では、公務員や教育者による国民投票運動を刑罰をもって大幅に制限するなど、主権者である国民の民主的な議論を権力で抑圧するものとなっている。

そのうえ、投票で国民の過半数の賛成という要件については、有権者の過半数ではなく、有効投票数の過半数という最も緩やかな基準を採用し、投票率の制限すら設けていない。国民全体からみれば賛成が少数であっても、改憲を実現できるようにしようとするものといわざるをえない。

このように、法案は、国民主権の原理を踏みにじり、アメリカとともに戦争をする国とするための改憲を国民からかすめとろうとするものにほかならない。
- 4 自由法曹団は、憲法改悪のために準備されている改憲手続法案の成立を阻止する運動に全力で取り組むとともに、憲法改悪を実現しようとするあらゆる策動に対決し、改憲の危険な本質を広く国民に訴え、改憲を阻止するため全力をあげてたたかうものである。

2006年10月23日

自由法曹団2006年総会